

畜産経営緊急救済事業費補助金要綱（令和4年6月16日付第202200065287号鳥取県農林水産部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第1～6条 略</p> <p>(実績報告の時期等)</p> <p>第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。</p> <p>(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、補助事業ごとに別表の第6欄に定める日</p> <p>(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、補助事業の中止又は廃止の日から20日を経過する日</p> <p>2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。</p> <p>第8条 略</p> | <p>第1～6条 略</p> <p>(実績報告の時期等)</p> <p>第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。</p> <p>(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日</p> <p>(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日</p> <p>2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。</p> <p>第8条 略</p> |

別表（第3条、第6条、第7条関係）

| 1<br>補助事業       | 2<br>補助事業者  | 3<br>補助対象経費   | 4<br>補助率  | 5<br>重要な変更  | 6<br>実績報告期限 |
|-----------------|---|---|---|-------------|-------------|
| 1<br>酪農経営支援     | 大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）  | 令和5年4月から令和6年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,578円のどちらか低い額から基準価格を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額<br>ただし基準価格は令和5年4月から7月は1,963円、令和5年8月から令和6年3月は2,321円とする                            | 令和5年4月から7月は1/4以内、令和5年8月から令和6年3月は1/2以内             | 補助金の増額に係るもの | 令和6年3月28日   |
| 2<br>肉牛及び養豚経営支援 | 公益社団法人鳥取県畜産推進機構   | (1) 令和5年4月から令和6年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 | (1) 略   |             |             |
| 略               |   |   |   |             |             |
| 4<br>養鶏経営支援     | 鳥取県養鶏協会、養鶏農家<br>ただし次に掲げる事項全てを満たす者<br>(1) 個人の場合、令和4年所得税青色申告決算書の収入から経費の引いた差引金額（ただし収入から令和4年度畜産経営緊急救済事業費補助金及び同様の市町村補助金を除く）が、令和3年と比較し10%以上減少していること。法人の場合、直前の事業年度 | (1) 肉用鶏<br>令和5年4月1日から令和6年3月5日までににおける出荷羽数に15円を乗じて得た額<br>(2) 採卵鶏<br>令和5年2月1日時点における飼養羽数に6.1を乗じて得た羽数に、15円を乗じて得た額  | 1/3以内<br>ただし売上総利益（粗利）もしくは広義の粗利の減少額が30%未満の場合は1/6以内 |             | 令和6年3月11日   |

別表（第3条、第6条関係）

| 1<br>補助事業       | 2<br>補助事業者  | 3<br>補助対象経費   | 4<br>補助率  | 5<br>重要な変更  |
|-----------------|---|---|---|-------------|
| 1<br>酪農経営支援     | 大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）  | 令和5年4月から令和5年9月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額のどちらか低い額から基準価格1,963円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額<br>ただし上限額は2,578円とする  | 1/4以内   | 補助金の増額に係るもの |
| 2<br>肉牛及び養豚経営支援 | 公益社団法人鳥取県畜産推進機構   | (1) 令和5年4月から令和5年9月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 | (1) 略   |             |
| 略               |   |   |   |             |
| 4<br>養鶏経営支援     | 鳥取県養鶏協会、養鶏農家<br>ただし次に掲げる事項全てを満たす者<br>(1) 個人の場合、令和4年所得税青色申告決算書の収入から経費の引いた差引金額（ただし収入から令和4年度畜産経営緊急救済事業費補助金及び同様の市町村補助金を除く）が、令和3年と比較し10%以上減少していること。法人の場合、直前の事業年度 | (1) 肉用鶏<br>令和5年4月1日から令和5年9月30日までににおける出荷羽数に15円を乗じて得た額<br>(2) 採卵鶏<br>令和5年2月1日時点における飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数に、15円を乗じて得た額   | 1/3以内<br>ただし売上総利益（粗利）もしくは広義の粗利の減少額が30%未満の場合は1/6以内 |             |

|               |   |   |         |           |        |          |        |          |       |           |  |
|---------------|---|---|---------|-----------|--------|----------|--------|----------|-------|-----------|--|
|               | の売上総利益（粗利）が、前年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少していること。なお、法人の粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費（以下「販管費」という。）のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。<br>(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中、営農を行っていること。 |   |         |           |        |          |        |          |       |           |  |
| 5<br>和牛繁殖経営支援 | 県内農業協同組合  | 令和5年4月13日から令和6年3月7日までの和子牛のセリ出荷時に係る輸送費の補助<br>(1) 外部委託<br>1頭あたりの輸送額から以下の基準額を減じて得た額<br><table border="1"> <tr> <td>いなば農協管内</td> <td>3,300円/頭</td> </tr> <tr> <td>中央農協管内</td> <td>3,300円/頭</td> </tr> <tr> <td>西部農協管内</td> <td>5,500円/頭</td> </tr> </table><br>(2) 自家輸送<br>燃料使用量（農場から市場までの往復距離を標準燃費（5km/l）で除して得た数値）に燃料高騰額25円及び頭数を乗じて得た額 | いなば農協管内 | 3,300円/頭  | 中央農協管内 | 3,300円/頭 | 西部農協管内 | 5,500円/頭 | 1/2以内 | 令和6年3月22日 |  |
| いなば農協管内       | 3,300円/頭  |   |         |           |        |          |        |          |       |           |  |
| 中央農協管内        | 3,300円/頭  |   |         |           |        |          |        |          |       |           |  |
| 西部農協管内        | 5,500円/頭  |   |         |           |        |          |        |          |       |           |  |
| 6<br>公共牧場支援   | 鳥取県畜産振興協会   | 令和5年4月1日から令和6年3月5日における預託牛1日1頭あたり110円の飼料費  | 1/2以内   | 令和6年3月11日 |        |          |        |          |       |           |  |

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
|  | の売上総利益（粗利）が、前年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少していること。なお、法人の粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費（以下「販管費」という。）のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。<br>(2) 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間中、営農を行っていること。 |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|

様式第1号（第4条、第7条関係）

畜産経営緊急救済事業（〇〇〇〇）実施計画書（実績報告書）

1 略

2 事業の内容及び計画（実績）

(1) 酪農経営支援

| 事業実施主体名 | 実施時期 | 事業内容 | ①事業費<br>(補助対象経費)<br>円 | ②県補助金額<br>(①×1/4 または<br>1/2 以内)<br>円 | 備考 |      |
|---------|------|------|-----------------------|--------------------------------------|----|------|
|         |      |      |                       |                                      | 年月 | 農家戸数 |
|         |      |      |                       |                                      |    |      |
| 計       |      |      |                       |                                      |    |      |

※事業実施期間中に廃業等により乳牛を飼養しない期間が発生した場合、実績報告の際に農家名、廃業年月日を報告するとともに、当該期間は補助対象経費に含めないこと。

略

(4) 養鶏経営支援

略

注1) 肉用鶏は令和5年4月から令和6年3月5日までの出荷羽数、採卵鶏は令和5年2月1日時点における飼養羽数に6.1を乗じて得た羽数を記載すること。  
注2) 交付申請の際は、以下の書類を添付すること。なお、申告書類については対象期間および基準期間が含まれるもので、收受日付印が確認できるもの又はe-TAXによる場合はこれらに相当するものを提出すること。

【個人】

- ・所得税確定申告書 第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書（1項目及び2項目（収入内訳））の写し

【法人】

- ・法人税確定申告書 別表一の写し

様式第1号（第4条、第7条関係）

畜産経営緊急救済事業（〇〇〇〇）実施計画書（実績報告書）

1 略

2 事業の内容及び計画（実績）

(1) 酪農経営支援

| 事業実施主体名 | 実施時期 | 事業内容 | ①事業費<br>(補助対象経費)<br>円 | ②県補助金額<br>(①×1/4 以内)<br>円 | 備考 |      |
|---------|------|------|-----------------------|---------------------------|----|------|
|         |      |      |                       |                           | 年月 | 農家戸数 |
|         |      |      |                       |                           |    |      |
| 計       |      |      |                       |                           |    |      |

※事業実施期間中に廃業等により乳牛を飼養しない期間が発生した場合、実績報告の際に農家名、廃業年月日を報告するとともに、当該期間は補助対象経費に含めないこと。

略

(4) 養鶏経営支援

略

注1) 肉用鶏は令和5年4月から9月における出荷羽数、採卵鶏は令和5年2月1日時点における飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数を記載すること。  
注2) 実績報告の際は、以下の書類を添付すること。なお、申告書類については対象期間および基準期間が含まれるもので、收受日付印が確認できるもの又はe-TAXによる場合はこれらに相当するものを提出すること。

【個人】

- ・所得税確定申告書 第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書（1項目及び2項目（収入内訳））の写し

【法人】

- ・法人税確定申告書 別表一の写し

- ・法人事業概況説明書1項目（損益計算書）の写し
- ・（農業部門以外の収益が上記申告書類に含まれる場合）農業部門における売上総利益がわかるもの
- ・販管費のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造り運賃費等をア 売上総利益（粗利）の計算に参入する場合、上記に加え当該経費の状況が分かるもの（月別損益計算書、帳簿等）

注3）実績報告の際は、以下の書類を添付すること。

- ・肉用鶏は令和5年4月から令和6年3月5日までの出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書

(5) 和牛繁殖経営支援

ア 外部委託

| 事業実施主体名 | ①1頭あたりの輸送額<br>円 | ②基準額<br>円 | ③頭数<br>頭 | ④事業費<br>( (① - ②) × ③ )<br>円 | ⑤県補助金額<br>(④ × 1 / 2)<br>円 |
|---------|-----------------|-----------|----------|------------------------------|----------------------------|
|         |                 |           |          |                              |                            |

注) 実績報告の際は、対象牛の一覧表及び出荷の実績がわかる書類を添付すること。

イ 自家輸送

| 事業実施主体名 | ① 事業費<br>(補助対象経費)<br>円 | ② 県補助金額<br>(① × 1 / 2)<br>円 |
|---------|------------------------|-----------------------------|
|         |                        |                             |

注) 実績報告の際は、対象牛の一覧表及び出荷の実績がわかる書類を添付すること。

(6) 公共牧場支援

| 事業実施主体名 | 実施時期 | 事業内容 | ①延べ預託頭数<br>(令和5年4月1日～令和6年3月5日)<br>頭 | ②事業費<br>(① × 110円 / 頭・日)<br>円 | ③県補助金額<br>(② × 1 / 2以内)<br>円 | 備考 |
|---------|------|------|-------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|----|
|         |      |      |                                     |                               |                              |    |

注) 実績報告の際は、対象期間における預託頭数実績が確認できる書類を添付すること

こと

3～6 略

様式第2号～3号 略

- ・法人事業概況説明書1項目（損益計算書）の写し
- ・（農業部門以外の収益が上記申告書類に含まれる場合）農業部門における売上総利益がわかるもの
- ・販管費のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造り運賃費等をア 売上総利益（粗利）の計算に参入する場合、上記に加え当該経費の状況が分かるもの（月別損益計算書、帳簿等）

【共通】

- ・肉用鶏は令和5年4月から9月における出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書

3～6 略

様式第2号～3号 略

附 則

この改正は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。